

大口町告示第10号

尾張北部都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例（平成5年大口町条例第31号）第3条第2項の規定に基づき、負担区を次のように公表する。

平成22年2月15日

大口町長 森 進

1 負担区の名称

第3負担区

2 負担区域

余野一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目及び六丁目並びに垣田、さつきヶ丘一丁目、二丁目並びに大字余野字宮前並びに大字小口字下ノ段、字下山伏、字城屋敷、字地藏堂、字定光寺、字馬場及び宮之前並びに下小口一丁目及び二丁目並びに中小口一丁目の全部

丸一丁目及び二丁目並びに大字小口字上山伏、字金三西、字下万願寺、字丸の内、字向江及び字山中並びに下小口三丁目、四丁目及び七丁目並びに上小口一丁目、二丁目、三丁目の各一部

3 負担区の地籍

2, 298, 000平方メートル

大口町 公共下水道 計画図

農業集落排水



S=1/20,000

五条川右岸処理区

第3負担区

農業集落排水

大口クリーンセンター

五条川左岸処理区

凡 例	
	処理区域界
	市街化区域界
	基本計画区域
	農業集落排水区域
	都市計画決定区域
	うち事業計画区域
	うち供用開始区域
	第3負担区
	第3負担区を拡大する区域

